

# 実体を伴った経営移譲及び経営継承を 確保するための指導等について

平成27年4月改正  
独立行政法人農業者年金基金

第1章 農業者年金の経営移譲等における諸名義変更等の確認・指導

第1 趣旨

農業経営者の地位を表す農業共済関係名義等諸名義の経営移譲者又は農業を営む者でなくなった者（以下「経営移譲者等」という。）から後継者又は第三者への変更等について、経営移譲及び経営継承（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条に基づいて特例付加年金を受給するために必要な農地の処分等をするをいう。以下、経営移譲及び経営継承を「経営移譲等」という。）の事前指導、裁定請求時、農業を営む者でなくなったことの届出時及び現況届確認時に確認・指導することにより実体を伴った経営移譲等の確保に資する。

第2 方針

1 経営移譲等の相手方への変更等を確認・指導すべき名義の種類（以下、それぞれの名義を総称して「諸名義」という。）は次のとおりとする。

(1) 後継者への経営移譲等の場合

ア 経営者の地位の移転による次の諸名義（該当するもの）の譲受後継者への変更について

(ア) 農業共済の加入名義（農業共済組合又は共済事業を行う市町村との間に農業生産物の農業共済に係る共済関係が存している者の名義をいう。以下同じ。）（注1）

（注1） 遠隔地に居住する後継者に経営移譲等を行ったことにより、当該後継者が農業共済組合又は共済事業を行う市町村の区域内に住所地を有していないことを理由として農業共済の加入名義の保有ができない場合は、例外的な措置として経営移譲者等が当該農業共済組合又は共済事業を行う市町村との帰属関係を解消するとともに後継者が農業共済の加入名義を保有できない旨、農業委員会に届け出るものとする。

(イ) 米の生産調整に係る助成金（以下、「助成金」という。）の申請名義（注2）

（注2） 遠隔地に居住する後継者に経営移譲等を行ったことにより、当該後継者が助成金を受け取る資格を満たさなくなったことを理由として助成金の申請名義の保有ができない場合は、例外的な措置として経営移譲者等が助成金の交付主体との帰属関係を解消するとともに後継者が助成金の申請名義を保有できない旨、農業委員会に届け出るものとする。

(ロ) 農業所得に係る納税申告の名義

イ 譲受後継者が次の諸名義（該当するもの）を保有することについて

(7) 土地改良区の組合員名義（注3）

(注3) 土地改良区の組合員名義については、経営移譲者等が譲受後継者に代わって組合員名義を保有することが法令・定款等で認められ現に経営移譲者等が保有していることを、別記1の「経営移譲管理カード」（以下「経営移譲管理カード」という。）の③欄等により農業委員会が確認した場合は、譲受後継者が保有しているものとして扱うこととする。

(イ) 農業協同組合（以下、単に「農協」という。）の組合員名義（注4）

(注4) 農協の組合員名義については、農業委員会が、①法令・定款等により譲受後継者（農業経営者）と経営移譲者等（農業従事者）との両者がそれぞれ組合員名義を保有していること、②農協の申し合せ等により当該農協への加入を1戸1組合員としている場合で、農協の円滑かつ適切な管理・運営に資する等の理由から経営移譲者等が譲受後継者に代わって組合員名義を保有していることを経営移譲管理カードの③欄等により確認した場合又は、③法令・定款等により譲受後継者が農業経営者として農協に加入する資格があるが、経営移譲管理カードの④届書欄等で明らかにした理由により組合員名義を保有していないことを確認した場合は、譲受後継者が保有しているものとして扱うこととする。

(2) 第三者への経営移譲等の場合

経営移譲等をした農地等（経営継承の場合は農業生産施設を含む。以下同じ。）に係る諸名義（該当するもの）の第三者への変更等について

ア 農業共済の加入名義（自留地に係るものを除く。以下同じ。）（注5）

(注5) 遠隔地に居住する第三者に経営移譲等を行ったことにより、当該第三者が農業共済組合又は共済事業を行う市町村の区域内に住所地を有していないことを理由として農業共済の加入名義の保有ができない場合は、例外的な措置として経営移譲者等が当該農業共済組合又は共済事業を行う市町村との帰属関係を解消するとともに第三者が農業共済の加入名義を保有できない旨、農業委員会に届け出るものとする。

イ 助成金の申請名義（自留地に係るものを除く。以下同じ。）（注6）

経営継承のため第三者のみに対して農地等の経営継承を行った場合には、一定の自留地を残すことができる（農業生産施設は不可）こととされているが、当該農地等は、自家消費のために必要な農産物を生産するニーズに対応するものとして認められているものであることに注意すること。

(注6) 遠隔地に居住する第三者に経営移譲等を行ったことにより、当該第三者が助成金を受け取る資格を満たさなくなったことを理由として助成金の申請名義の保有ができない場合は、例外的な措置として経営移譲者等が助成金の交付主体との帰属関係を解消するとともに第三者が助成金の申請名義を保有できない旨、農業委員会に届け出るものとする。

- 2 後継者への経営移譲等については、1の(1)のアの(ア)、(イ)、(ウ)及びイの(ア)、(イ)の諸名義の全部が、第三者への経営移譲等については、1の(2)のア及びイの諸名義の全部がそれぞれ第3に定める所定の時期までに経営移譲等の相手方に変更等されていない場合は、一定の手続を経て経営移譲年金又は特例付加年金の裁定取消、支給停止等の措置を講ずるものとする。

### 第3 措置

#### 1 経営移譲等の事前指導時及び経営移譲等の実施時の措置

##### (1) 経営移譲等の事前指導

農業委員会は、農協と協力して、その年に62歳の誕生日を迎える者を対象に、経営移譲等に係る相談会を開催する等して、次による事前指導を行うものとする。

なお、受給予定者の個別の事情や地域の実情に応じて上記の年齢に限らず、随時事前指導を行うこともできるものとする。

ア 経営移譲年金制度及び特例付加年金制度の意義と仕組みを十分周知啓蒙する。

なお、経営移譲年金及び特例付加年金を継続して受給するための必要な手続き、支給停止事由等の重要な事項を説明するとともに、経営移譲年金と特例付加年金の両年金の受給を予定している者については経営移譲等の事前指導時に両制度の仕組みについて説明する。

イ 農業者年金の経営移譲等は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、実体を伴ったもの(経営者地位が名実ともに譲受者に移る経営移譲等をいう。)であることが必要であり、実体の伴わない経営移譲等については、経営移譲年金又は特例付加年金の裁定と支給は行われないうこと、そしてこのため、

- ① 後継者への経営移譲等については、農業経営の主宰と損益帰属を経営移譲者等から後継者に移すとともに、後継者が原則として重要な農作業を担当すること並びにこのことを対外的に明確にするための経営者の地位を表す諸名義の後継者への変更等が必要であること
- ② 第三者への経営移譲等(農地等の使用収益権の消滅による経営移譲等又は農業生産法人の持分譲渡による経営移譲についてもこれに準ずる。以下同じ。)につ

いては、農地等の権原の移転・設定契約の完全履行が確保されること並びにこのことを対外的に明確にするため当該農地等に係る農業共済等の属地的名義の譲受者への変更等が必要であること

について周知徹底するとともに、下記（２）による経営移譲等の後の農業経営についての取決め、申合せ等及び諸名義の変更等について十分指導する。

なお、裁定を受けた後においても、現況届の確認等により、諸名義の変更等がなされてない等経営移譲等が明らかに実体を伴っていないと認められるときは、裁定の取消、支給停止処分等を行うことがあることを十分説明しておく。

ウ 経営移譲等を予定している者から、経営移譲等の予定時期、経営移譲等の相手方として予定している者の氏名、年齢、住所、続柄、職業、農業者年金被保険者相当者の有無（経営移譲の場合のみ）、農業従事の状況等を聴取するとともに、次の事項の指導等を行う。

(ア) 経営移譲を予定する相手方がサラリーマンの場合には、極力旧制度の被保険者相当者等特定譲受者へ経営移譲することについての指導

(イ) 経営継承の相手方については、極力効率的かつ安定的な農業経営を行える農業者へ経営継承することの指導

(ウ) 相手方が未定の場合は、農業委員会による旧制度の被保険者相当者等地域の中核的担い手となる者又は農地中間管理機構等の譲受適格法人の選定及び当事者の了解の取付け

エ 上記ウの（ア）、（ウ）の指導等に当たって、特定譲受者へ移譲すれば経営移譲年金に加算措置があること等を十分に説明する。

## (2) 経営移譲等の実施時の確認・指導

ア 経営移譲等の後の農業経営についての取決め（協定）等又は申合せ等についての指導

(ア) 後継者への経営移譲等予定者について

経営移譲等に伴う農業経営の主宰と損益帰属、諸名義等の円滑な移行を確保するため、経営移譲者等（親）と譲受後継者との間で、経営移譲等の後の農業経営について、下記の内容を含んだ取決め（協定）等を行い、これを書面化した経営移譲管理カードの①欄等及び下記の附属書類（経営移譲管理カード）を経営移譲年金裁定請求書又は農業を営む者でなくなったことの届（以下、「裁定請求書等」という。）とともに提出させるものとする。

なお、経営移譲管理カードは、裁定請求書等に添付して独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）に提出しないで、農業委員会で整理保管するも

のとする。

〔取決め等の内容〕

- ① 品種の選定、作付計画の決定等農業経営の主宰及び農業経営から生ずる損益の帰属の主体は、譲受後継者であること。
- ② 譲受後継者の重要な農作業についての担当その他農作業等についての関与の度合に関する事項
- ③ 経営者の地位の移転による次の諸名義（該当するもの）の変更に関する事項
  - ・農業共済の加入名義
  - ・助成金の申請名義
  - ・農業所得に係る納税申告の名義
- ④ 譲受後継者の次の諸名義（該当するもの）の保有に関する事項
  - ・土地改良区の組合員名義
  - ・農協の組合員名義

（注）土地改良区及び農協の組合員名義について経営移譲等を行った者の名義保有が法令・定款等によって認められ、現にそのようにするものについてはその旨を明らかにすること。

〔附属書類〕

裁定時まで、

- ・上記の諸名義の全部の変更等が行われている場合は確認書類（経営移譲管理カードの③欄等。）
- ・上記の諸名義の一部の変更等が行われている場合は確認書類（経営移譲管理カードの③欄等。）及び申立書（経営移譲管理カードの②欄等。）
- ・上記の諸名義の全部の変更等が行われていない場合は申立書

(イ) 第三者への経営移譲等予定者について

経営移譲等に係る契約の完全履行等を確保するため、両当事者間で下記の内容の申合せ等を行い、これを書面化した経営移譲管理カードの①欄等及び下記の附属書類（経営移譲管理カード）を裁定請求書等とともに提出させることとする。

〔申合せ等の内容〕

- ① 所有権移転契約及び使用収益権設定契約の完全履行
- ② 経営移譲等をした農地等に係る次の諸名義（該当するもの）の変更に関する事項
  - ・農業共済の加入名義
  - ・助成金の申請名義
- ③ 経営移譲の場合にあつては、移譲者による農業所得に係る納税申告の名義の保有は自留地に係るものに限定すること

〔附属書類〕

上記（ア）の附属書類と同様とする。

（ウ）経営移譲と経営継承を同時に行う場合は、各々経営移譲管理カードを作成する必要はなく、先に提出された請求書等に添付されていた経営移譲管理カードで諸名義の変更等を確認することとする。

受給権者が保有していない諸名義、使用収益権の消滅による処分、法人の持分処分、農地利用集積円滑化団体・農地中間管理機構・基金への経営移譲等及び一般農業生産施設の供用廃止、家族経営協定の破棄による場合は、経営移譲管理カードの③欄は「名義なし」と記載する。

また、夫婦同時の経営移譲の特定経営移譲配偶者については、経営移譲配偶者の経営移譲管理カードをもって諸名義の変更を確認するものとする。

（エ）経営移譲管理カードの各欄を使用しないで、別途取決め書、申立書等を作成した場合は、その写しを経営移譲管理カードに綴じて保管すること。

イ 経営移譲年金裁定請求時の指導

（ア）農協は、経営移譲者から裁定請求書の提出があった場合は、経営移譲年金を継続して受給するための必要な手続き、支給停止事由等の重要な事項を説明したうえ、経営移譲後における上記アの（ア）又は（イ）の農業経営についての取決め書等又は申合せ書等（以下、「取決め書等」という。）の写し及び同（ア）又は（イ）の附属書類（経営移譲管理カード）が添付されているかどうかを確認し、添付されていない場合は、速やかに提出するよう指導する。

なお、経営移譲管理カードが提出されるまで、農協は、裁定請求書を農業委員会へ送付しないこと。

（イ）農業委員会は、農協を経由して提出された裁定請求書に経営移譲管理カードが添付されていることを確認するとともに、経営移譲管理カードより別表の諸名義の変更がなされているかどうかを確認し、変更されていない諸名義がある場合は、経営移譲者に対して速やかに諸名義を変更するように強力に指導するとともに、第一回目の現況届提出時までに名義変更等が行われたことの確認書類（経営移譲管理カード③欄等）を農業委員会に提出すること。

なお、名義変更が行われない場合には、経営移譲者に対して裁定取消となることを指導する。

別表

事 項	適 用
(1) 農業共済の加入名義	後継者移譲・継承及び第三者移譲・継承

(2) 助成金の申請名義	後継者移譲・継承及び第三者移譲・継承
(3) 農業所得に係る納税申告の名義	後継者移譲・継承の場合のみ
(4) 土地改良区の組合員名義	後継者移譲・継承の場合のみ
(5) 農協の組合員名義	後継者移譲・継承の場合のみ

(注) 土地改良区及び農協の組合員名義について経営移譲者等の名義保有が法令・定款等によって認められ、現にそのようにするものを含む。

(ウ) 農業委員会は、経営移譲管理カードを編綴保管する。

#### ウ 農業を営む者でなくなったことの届出時の指導

(ア) 農業委員会は農業を営む者でなくなった者からその旨の届出（農業を営む者でなくなったことの届）があった場合は、特例付加年金を継続して受給するための必要な手続き、支給停止事由等の重要な事項を説明したうえ、経営移譲管理カードが添付されているかどうかを確認し、添付されていない場合は、速やかに経営移譲管理カードを提出するように指導する。

提出された経営移譲管理カードにより別表の諸名義が変更されているかどうかを確認し、変更されていない諸名義がある場合は、経営移譲者に対して速やかに諸名義を変更するように強力に指導するとともに第一回目の現況届提出時までには名義変更等が行われたことの確認書類（経営移譲管理カード③欄等）を農業委員会に提出すること。

なお、名義変更が行われない場合には、経営移譲者に対して裁定取消となることを指導する。

・ 経営移譲管理カードが提出されるまで、農業委員会は農業を営む者でなくなったことの届を基金へ送付しないこと。

(イ) 農業委員会は、経営移譲管理カードを編綴保管する。

(ウ) 農業委員会は、農業を営む者でなくなったことの届を提出した届出者の諸名義の変更状況を機会を見て聴取し、経営継承後速やかに諸名義の変更を行うことを申し立てている者に対しては、諸名義の変更を速やかにするよう指導するとともに、変更をした場合は経営移譲管理カードの③の取決め書等を作成して確認者の記名、押印を得て農業委員会へ提出するよう指導する。

また、未変更である場合は特例付加年金を受給することができなくなるため速やかに変更するように指導する。

#### エ 特例付加年金裁定請求時の指導

(ア) 農協は特例付加年金裁定請求書の提出があった場合は、提出者に対して特例付加年金を継続して受給するための必要な手続き、支給停止事由等の重要な事項を説明



したうえで、農業委員会に特例付加年金裁定請求書を送付する。

(イ) 農業委員会は農協を經由して提出された特例付加年金裁定請求書の諸名義関係チェック欄を経営移譲管理カードにより別表の諸名義が変更されていることを確認する。

(ウ) 諸名義が未変更である場合は、諸名義の変更を指導するとともに諸名義が変更されてから（申立て書による名義変更時期が未到来のものは除く。）特例付加年金裁定請求書を基金へ送付することとする。

なお、農業を営む者でなくなったことの届の提出から1年以内に裁定請求をした者の場合はこの限りでなく、速やかに諸名義等を変更するように指導してから基金へ送付するものとする。

## 2 経営移譲年金又は特例付加年金の裁定を受けた者に対する措置

### 【受給権者に対する通知文書の送付】

(1) 基金は、経営移譲年金又は特例付加年金の裁定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対して農業者年金証書、年金受給権者のしおり等を送付する際、実体を伴った経営移譲を確保するため、各種諸名義について譲受者等に変更するよう注意を喚起する次の文書を併せて送付する。

#### 受給権者 各位

独立行政法人農業者年金基金では、経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者の経営移譲又は経営継承が実体を伴った適正なものであったことの確認等を年金裁定後又は支給停止解除後の最初の現況届（注）の提出時に行うこととしており、農業委員会に次の①～⑤の諸名義の全部（第三者に経営移譲又は経営継承した場合は①及び②の名義のみ）が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等されているかどうかの確認をお願いしております。

（注） 現況届とは、経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者が引き続き年金を受ける資格があるかどうかの確認を受けるため、毎年6月1日から6月30日までに農業委員会へ提出する書類です。

この現況の届出用紙は、当基金から直接あなたに送付します。

(1) 農業委員会では、あなたの経営移譲年金又は特例付加年金の裁定後或いは支給停止解除後の最初の現況届の確認を行う際に、次の①～⑤の諸名義の全部（第三者に経営移譲又は経営継承した場合は①及び②の名義のみ）が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等されているかどうかを確認します。

- ①農業共済の加入名義
- ②米の生産調整に係る助成金の申請名義
- ③農業所得納税申告名義
- ④土地改良区組合員名義
- ⑤農協組合員名義

このため、いまだに諸名義を後継者又は第三者に変更等していないときは、速やかに次の手続きをするとともに、これらの諸名義が変更等されたことの確認書類を農業委員会が示す書式で最初の現況届を提出する年の5月末日までに農業委員会へ提出してください。

**【後継者に経営移譲又は経営継承した場合】**

- (1) 農業共済の加入名義、米の生産調整に係る助成金の申請名義及び農業所得の納税申告名義を後継者に変更してください。

なお、遠隔地に居住する後継者に経営移譲等を行った場合、例外的に名義の変更ではなく、事業主体等との帰属関係の解消を行う方法もあります。

- (2) 土地改良区及び農協の組合員名義を後継者が保有してください。

なお、土地改良区又は農協の定款等によっては、あなたが引き続き組合員名義を保有することも認められる場合もありますので、詳しくは土地改良区又は農協にご相談ください。

**【第三者に経営移譲又は経営継承した場合】**

経営移譲又は経営継承した農地等に係る農業共済の加入名義及び米の生産調整に係る助成金の申請名義を第三者に移してください。

なお、経営移譲年金の受給権者であって、10アール以内（道南区域を除く北海道の区域に住所のある方は20アール以内）の自留地を残された方は、その自留地に係る諸名義が保有できます。

**【経営移譲年金等の裁定取消等について】**

- (1) 最初の現況届の提出時に、上記諸名義の全部が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等されていないと、現況届への農業委員会会長の確認の押印が行われず、その年の11月定期支払分から年金の支払が差止めとなります。

さらに、この場合、当基金では所定の手続きを経て、経営移譲年金又は特例付加年金の裁定取消等を行うこととなりますのでご注意ください。

- (2) 最初の現況届以降も、上記諸名義は引き続き経営移譲又は経営継承の相手方名義となっている必要があります。仮に、受給後に再度諸名義を戻

してしまうと、支給が停止される場合があります。

(3) 詳しいことは最寄りの農業委員会又は農協におたずねください。

独立行政法人農業者年金基金理事長

### 【農業委員会の措置】

(現況届確認時の諸名義変更等の確認)

(2) 第1回目の現況届が行われる年の5月下旬までに受給権者に対して送付される現況届について第1回目の現況届確認を農業委員会が行う際に、農業委員会は別表の諸名義を速やかに変更等する旨の申立書及び諸名義の変更等に関する確認書類（経営移譲管理カード③欄又は別紙による諸名義に係る業務の所管部局の確認書類）に基づき、諸名義の全部が経営移譲者等から経営移譲等の相手方に変更等されているかどうかを確認する。なお、名義変更等が行われたことの確認書類（経営移譲管理カード③欄等）の確認後であっても、確認書類の内容に疑義が生じた場合は、受給権者に記載内容を確認するとともに、記載内容に誤り等があった場合には、改めて諸名義に係る業務の所管部局から正確な確認書類の提出を求めるものとする。

ただし、この方法による確認に代えて、農業委員会が、諸名義に係る業務の所管部局の資料に基づき、事前にその変更等の状況について把握している場合には、それに基づいて諸名義の変更等の状況について確認する方法によってもよいこととする。

なお、この方法による場合においては、農業委員会は、経営移譲管理カードとともに諸名義に係る業務の所管部局の資料の写し等を保管し、その把握した結果について当該受給権者に対し、経営移譲管理カードの⑤欄等により、その把握結果に間違いのないことを十分確認したうえで、農業委員会会長の押印を行うものとする。

### 【諸名義が変更等されている場合の措置】

(3) この結果、諸名義の全部が変更等されている場合、農業委員会は、現況届の所定欄に確認の押印を行う。(ただし、経営移譲年金受給権者にあつては、特定処分対象農地等の返還を、特例付加年金受給権者にあつては、農業経営を再開している又は処分対象の農地等、特定農業用施設の返還を受ける等して経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当している場合、農業委員会は、現況届への確認の押印を行わないで受給権者に現況届を返付するとともに、支給停止事由該当届を提出するよう指導する。)

諸名義の全部が変更等されたことの確認の押印がある現況届及び名義変更等が行われたことの確認書類の写し（経営移譲管理カード及び諸名義に係る業務の所管部局からの確認書類（以下、「確認済現況届等」という。）が第1回目の現況届の確認が行われる年の7月末日までに（それ以外の現況届にあつては遅くとも当該年の9月末日ま

で) 農業委員会を經由して基金へ提出された場合は、差し止めとはならず引き続き支給される。

#### 【諸名義が変更等されていない場合の措置】

(4) 他方、諸名義の全部又は一部の変更等が行われていないとき、農業委員会は次により処理する。

ア 農業委員会は、現況届への確認の押印を行わないで現況届を受給権者に返付するとともに、諸名義の変更等を速やかに行うよう受給権者を強力に指導する。

このような事態を未然に防止するため、農業委員会は農協の協力を得て第1回目の現況届確認が行われる年の2月下旬(所得税の確定申告開始前)までに該当する受給権者に対し経営移譲等の実施時に未変更等であった諸名義の変更状況等に関する確認書類の提出を促し又は変更等手続きの状況を聞き取り等して現況届確認時における諸名義変更等の徹底を図るものとする。

イ アの指導にもかかわらず受給権者が諸名義の変更等を速やかに行わない場合、農業委員会はそのことを「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」(平成27年4月1日付け26独農年業第404号)第5の2の①の現況届未提出者一覧表(以下、「リスト」という。)の未提出理由欄の名義未変更欄に記載して毎年7月末日までに基金に報告するものとする。

#### 【基金の措置】

(諸名義未変更者に対するお知らせ)

(5) (4)のイのリストに掲載された受給権者に対し、基金は毎年9月初旬に、諸名義の変更等を速やかに行った上で農業委員会に現況届、名義変更等が行われたことの確認書類を提出するよう次の要旨の通知文書を送付するものとする。

ア 基金では、経営移譲年金又は特例付加年金の適正な支給を行うため、年金裁定後又は支給停止解除後最初の現況届の際に、農業所得の税申告等一定の諸名義の全部が変更等されていることをもって経営移譲等が実体を伴ったものであることを確認することとしており、このことは受給権者にも既に通知済であること。

イ 今年6月の現況届確認の際に、変更等すべき一定の諸名義の全部又は一部が変更等されておらず、農業委員会は現況届に確認の押印をせず、受給権者に返付したもので、本年9月末日までに農業委員会会長の確認の押印がある現況届が基金に提出されない場合は、経営移譲等が適正であったか確認できないため、来る11月分から年金の支払いをいったん差し止めること。

ウ 速やかに諸名義を経営移譲等の相手方に変更等する手続きをとり、その確認資料等と現況届を再度農業委員会に提出し、農業委員会会長の確認の押印がある現況届が基金に提出されれば、年金の支払差止めを行わないか、又はいったん差し止めた場合は支給停止を解除し支払を再開すること。

エ 若し、農業委員会会長の確認の押印がある現況届が提出されないまま放置されると、来る11月分から年金を差し止めた上、所定の手続きにより経営移譲等の実態を調査し、経営移譲等が適正と認められないような場合は、年金の裁定取消等を行う場合もあるので留意すること。

(確認済現況届等が提出された場合の措置)

(6) 第1回目の現況届の確認が行われる年の7月末日までに(その他の現況届にあつては遅くとも当該年の9月末日までに。以下、(7)において同じ。)農業委員会を經由して確認済現況届等を基金へ提出した受給権者に係る経営移譲年金又は特例付加年金については、引き続き年金を支給する。

(確認済現況届等が提出されない場合の措置)

(7) 第1回目の現況届の確認が行われる年の7月末日(必着)までに、基金へ確認済現況届等が到着しなかった受給権者に係る経営移譲年金又は特例付加年金は、第1回目の現況届確認が行われる年の11月定期支払分から支払を差し止める。

なお、第1回目の現況届の確認が行われる年の10月1日以降12月末日までに確認済現況届等が基金へ提出された場合、基金は経営移譲年金又は特例付加年金の支払の差止めを解除する。

(年金の支払が差し止められる者に対する通知文の送付)

(8) (7)に該当して経営移譲年金又は特例付加年金の支払が差し止められる受給権者に対して、基金は、次の要旨の通知文書を第1回目の現況届の確認が行われる年の11月上旬頃までに送付する。

ア 現況届が基金へ提出されないため又は農業委員会会長の確認の押印のない不備な現況届が基金へ提出されたため、経営移譲者等から後継者又は第三者への諸名義の全部の変更等が行われていることが確認できず、実体を伴った経営移譲等が確保されているかどうか判定できないので、第1回目の現況届の確認が行われる年の11月定期支払分から年金の支払を差し止めたこと。

イ 諸名義の全部の変更等を行わないことについて正当な理由があるときは、第1回目の現況届の確認が行われる年の12月末日までに、諸名義の変更等

を行わないことについての理由書等及び当該理由を裏付ける書類（以下、単に「理由書等」という。）を農業委員会を經由して基金へ提出すること。

ウ 理由書等が第1回目の現況届の確認が行われる年の12月末日までに農業者年金基金へ提出されないとき及び理由書等は提出されたが諸名義の全部又は一部を変更等しないことにつき正当な理由があると認められないとき等は、経営移譲等の実体を裏付ける条件を充足していないものとして、一定の手続きを経て、別に定めるところにより、経営移譲年金又は特例付加年金の裁定を取り消し又は支給停止を行うこと。

（年金の支払を差し止めた者に対する措置）

(9) 基金は、(7) に該当して経営移譲年金の支払を差し止めた受給権者に係る経営移譲年金又は特例付加年金について、次の措置を講ずる。

ア 第1回目の現況届の確認が行われる年の12月末日までに確認済現況届等が基金へ提出された場合は、年金支払の差止めを解除する。

イ 第1回目の現況届の確認が行われる年の12月末日までに確認済現況届等の提出はなかったが、理由書等が農業委員会を經由して提出され、その理由書等の内容が震災・風水害・火災その他真にやむを得ない事情により、諸名義の変更等を行うことができなかつたと認められる場合で、可及的速やかに（遅くとも当該年の翌年の8月末日までとする。）経営移譲等の相手方に変更等を行う確約書を農業委員会を經由して基金へ提出したときは、次により処理する。

(7) 上記確約書で確約された期限までに諸名義の全部を変更等した旨の確認書類（提出書に添付すること。）が遅くとも当該年の翌年の9月末日までに受給権者から農業委員会を經由して基金へ提出されたとき、基金は、年金の支払の差止めを解除する。

(イ) 上記確約書で確約された期限までに諸名義の全部を変更等した旨の確認書類が当該年の翌年の9月末日までに受給権者から農業委員会を經由して基金へ提出されないとき、基金は、後記(10)により処理する。

（裁定取消等の予告）

(10) 第1回目の現況届確認を行う年の12月末日までに確認済現況届等を基金へ提出しない受給権者及び理由書等を基金へ提出したが諸名義の全部又は一部を変更等しないことにつき正当な理由があると認められない受給権者並びに上記(9)のイの(イ)に該当する受給権者については、経営移譲年金又は特例付加年金の裁定を取消すことを通知する。

この際、第1回目の現況届確認が行われる年の翌年の2月末日までに（上記(9)

のイに該当して受給権者が確約書を提出した場合はその確約書で確約した期限までに。以下(11)において同じ。) 弁明書を提出し、その弁明に正当な理由があると認められるときは裁定取消をしないことがあり得ることを併せて通知する。

ただし、いったんは実体を伴った経営移譲等を行ったがその後農業経営を再開した結果、諸名義が当該受給権者に帰属している場合であって、このことについて受給権者が過去の諸名義の帰属状況に係る確認書類を提出する等して証明したときは、その農業経営を再開した月の翌月から支給停止処分を行うこともあり得るものとする。

(弁明があった場合の経営移譲等の実態確認及び措置等)

(11) (10)に該当して裁定取消を行うことを通知した受給権者から農業委員会を經由して第1回目の現況届確認を行う年の翌年の2月末日までに弁明書が提出されたとき、基金は、その弁明の内容を個別具体的に審査し、その内容が真にやむを得ないと認められるときは、次により処理する。

ア 基金は、経営移譲等が実体を伴っているものであるかどうかにつき農業委員会に調査を依頼する。

イ 農業委員会は、農協の協力を得て、農業生産資材の購入名義及び農業生産物の販売名義の帰属、肥料、農薬等の使用の実態等を総合的に調査検討し、当該経営移譲等が実体を伴ったものであるかどうかについての意見書を基金へ送付する。

ウ イの意見書の内容が、当該経営移譲等を実体を伴ったものであるとするものであるとき、基金は年金の支払の差止めを解除する。

エ また、意見書の内容が当該経営移譲等を実体を伴ったものでないとするものであるとき、基金は(10)の予告に従って経営移譲年金又は特例付加年金の裁定の取消又は支給停止を行う。

(その他)

(12) なお、第1回目の現況届確認を行う年の12月末日までに確認済現況届等が提出された場合並びに上記(9)のイの(ア)及び(11)のウに該当する場合であっても、何らかの端緒により、当該経営移譲等が実体を伴ったものでないとの疑いが生じ、上記に準じた手続きによりこれが確認されるに至ったときは、基金は、経営移譲年金又は特例付加年金の裁定取消又は支給停止を行うこととする。

## 第2章 配偶者に返還して経営移譲等をしようとする者及び基準日前に経営農地等の一部を配偶者等に移して残余を経営移譲等をする者に対する指導等

### 第1 趣旨

配偶者間の返還による経営移譲等をしようとするものについて、直接後継者又は第三者に経営移譲等をするよう指導するとともに、経営移譲年金又は特例付加年金の対象となった経営移譲等のうち、農地等（経営継承の場合は特定農業用施設を含む。以下同じ。）を配偶者に返還したままの状態が継続しているものについて、後継者又は第三者に処分するようあつせん、指導することにより、農業の近代化・農地保有の合理化又は農業の担い手の確保に資する。

### 第2 指導措置

#### 1 農地等を配偶者に返還して経営移譲等をするものについて

配偶者から使用収益権の設定を受けて農業経営を行っている者の経営移譲等については、次により指導するものとする。

##### (1) 経営移譲等の事前指導

農業委員会が農協と協力して開催する経営移譲等に係る相談会等の際に、配偶者から使用収益権の設定を受けた農地等は、配偶者に返還して経営移譲等をするのではなく、直接適格な後継者又は第三者に処分して経営移譲等をするよう強力にあつせん及び指導を行う。

また、経営継承にあたって配偶者に返還された一般農業生産施設についても、後継者又は第三者へ権利の移転を行うよう指導を行う。

##### (2) 経営移譲等の実施時の指導

経営移譲等の予定者が上記事前指導にかかわらず、農地等を配偶者に返還して経営移譲等をしようとする場合には、経営移譲の場合はその返還する日の1カ月前までに、経営継承の場合はその返還する日の2週間前までに「農地等配偶者返還届」（以下、「返還届」という。）を提出しなければならないこととされているので、その提出を受けて更に次により指導を行う。

なお、返還届については経営移譲の場合は様式第55号、経営継承の場合は様式第K13号で提出することになっているが、経営移譲と経営継承を同時に行う場合は、その返還する日の1ヶ月前までに様式第K13号を提出することとする。

##### （返還届の処理手順）

###### ア 提出先

当該農地等の所在する区域を管轄する農業委員会とする。

なお、届出者の住所が管轄区域外にあるときは、当該住所地を管轄する農業委員



会にその写を添付して通知するものとする。

#### イ 農業委員会の処理

返還届を受理したときは、当該届に受付番号及び受付年月日を記入するとともに、次の処理を行う。

(ア) 農地基本台帳等により、当該返還に係る小作地に誤りがないか、またそのほか当該配偶者から借入している小作地があるかを確認する。

未返還の小作地がある場合には、その処分についての意向を聴取し、適格な経営移譲等が行われるよう指導する。

(イ) 受理した返還届は、裁定請求書等が提出されたときの当該経営移譲等の適格性の判断の確認資料とするとともに、農業委員会における農業の近代化・農地保有合理化又は農業の担い手の確保等のための農家の指導の資料に供するものとする。

(ウ) 返還届を裁定請求書等の写しと共に編綴保管する。

#### ウ 農業委員会の指導

配偶者間で使用収益権の消滅がなされる農地等が農業の近代化・農地保有の合理化又は農業の担い手の確保に資するものとなるよう、当該農地等を次により処分するよう、そのあっせん指導を強力に行う。

(ア) 後継者に処分して、農業経営の若返りと細分化防止をはかる。

(イ) 後継者がいない場合には、第三者に処分して、その経営規模の拡大に資する。

### (3) 裁定請求書等提出時の指導

#### 【農協の措置】

ア 経営移譲年金の裁定を受けようとする者のうち農地等を配偶者に返還して経営移譲する者に対し、農協は、経営移譲年金裁定請求書に配偶者に返還した農地等（以下「配偶者返還農地等」という。）の全て（自留地を除く。以下同じ。）を後継者又は第三者に処分したことを証する農地法第3条許可書類の写し等又はあっせんによる貸付け等の申し出の書類の写し（以下「処分証明等書類」という。）を必ず添付するよう指導する。

#### 【農業委員会の措置】

イ 農業委員会は、農協を経由して提出された経営移譲年金裁定請求書及び経営継承した者から提出された農業を営む者でなくなったことの届に上記（1）の処分証明等書類が添付されていることを確認するとともに、添付されていないときは添付するよう指導する。

## 【基金の措置】

ウ 基金は、裁定請求書等に裁定請求者及び農業を営む者でなくなったことの届出者（以下、「裁定請求者等」という。）の配偶者が配偶者返還農地等を処分等しないため処分証明等資料が添付されていないときは、農業委員会から配偶者返還農地等の処分等に関する「指導説得経緯書」（別記2の書式を標準例とすること。）の提出を求める等する。

### (4) 経営移譲等の実施後の指導

経営移譲年金の裁定を受けた受給権者又は農業を営む者でなくなった者及びその配偶者が、経営移譲等の際、配偶者返還農地等の全部又は一部を正当な理由がないにもかかわらず後継者又は第三者に処分等しなかった場合、農業委員会、農協、都道府県農業会議及び基金は次により配偶者返還農地等を速やかに後継者又は第三者に処分するよう強力に指導する。

## 【農業委員会等が行う措置】

### (農業委員会窓口での指導)

ア 農業委員会は、経営移譲等の際、配偶者返還農地等の全部又は一部を後継者又は第三者に処分等しなかった受給権者及びその配偶者（以下「要指導受給権者等」という。）に対して、①現況届の確認を行うとき、②相続、税金等の相談のため事務局を訪れたとき等の機会を利用して、

(ア) 配偶者返還で経営移譲等をした状態が継続していることは、経営移譲年金又は特例付加年金の意義を損なっていることを十分説明するとともに、

(イ) 配偶者返還農地等を後継者又は第三者に速やかに処分する意思があるかどうか事情聴取し、その結果を経営移譲年金受給権者カード（「経営移譲年金受給権者カード作成・管理要領の制定について（平成11年9月20日付け11農年1第219号農業者年金基金理事長通知）」に定めるカードをいう。以下同じ。）に記録する。

### (農協窓口での指導)

イ 農協は、要指導受給権者等に対して、農協を訪れたとき等の機会を利用してアと同様の指導を行い必要に応じその結果を農業委員会へ連絡する。

### (農業委員会の指導勧告)

ウ 農業委員会は、農協及び要指導受給権者等の居住地を担当する農業委員、農地流動化推進員、営農指導員等と協力して、一定の期限内（原則として3月以内）に配

偶者返還農地等を後継者又は第三者に処分等するよう強力に指導する。

エ 農業委員会は、要指導受給権者等が上記ウの期限までに配偶者返還農地等の全部を処分等しないときは、更に農業委員会会長名で一定の期限（原則として3月以内）までに処分するよう文書（別記3の書式を標準例とすること。）等で勧告した上で、なおこれに応じないときは、当該一定の期間から1月以内に指導の経緯、処分等しない理由等を記載した文書（別記4の書式を標準例とすること。）を都道府県農業会議を経由して基金に提出する。

農業委員会は、以上の結果を経営移讓年金受給権者カードに記録する。

#### 【都道府県農業会議が行う措置】

オ 都道府県農業会議は、上記エによる文書の提出を受けたとき、農業委員会からの指導の経緯等を事情聴取した上で、必要により速やかに配偶者返還農地等を処分等する旨の勧奨文を作成し、農業委員会を経由して、要指導受給権者等に送付する。

#### 【基金が行う措置】

カ 基金は、都道府県農業会議から上記エによる文書の提出があったときは一定の期限内に配偶者返還農地等を処分等するよう基金理事長名の文書等で勧告する。

2 基準日前に経営農地等の一部を配偶者等に移して残余を経営移讓等をするものについて、基準日前に、経営農地等の一部について配偶者等に権利名義を設定・移転しているものについては、次により指導を行うものとする。

##### (1) 経営移讓等の事前指導

基準日に近接して経営移讓者等の配偶者等に使用収益権の設定及び所有権の移転が行われた農地等については、「第三者移讓に係る処分対象農地等の解釈等について」（昭和57年12月1日付け57構改B第1678号農林水産省構造改善局長通達。（参考3）を参照のこと。）により適正に処理することを十分に経営移讓等予定者に周知徹底し、当該農地等も他の農地等とともに適格に処分することを強力に指導する。

##### (2) 経営移讓等の実施時の指導

ア 配偶者に権利名義を設定・移転している者の第三者への経営移讓等の取扱い

###### (ア) 事務処理の対象

a 第三者への経営移讓等により経営移讓等を終了しようとするときに裁定請求者等から配偶者への権利の設定・移転の農地等があるものは、(イ) 以下により処理するものとする。

ただし、事業の損益の帰属、農機具、肥料、農薬等の使用の実態等から総合

的に判断して、裁定請求者及び配偶者がそれぞれ独立した別個の農業経営主であると認められ、かつ、このことが農業所得に係る所得税の納税名義等の客観的事実により確認できる場合には、この事務処理を必要としない。

(注) ただし書に該当する場合には、裁定請求書等に通常の添付書類のほか、農業経営者に関する申出書(別記5)及び世帯員別農地等権利名義調書(別記6)を添付して基金に送付するものとする。

なお、農業経営者の認定は、①農業共済の共済関係名義、②転作助成金の申請名義、③農業所得に係る納税申告の名義、④農業協同組合の組合員名義及び⑤土地改良区の組合員名義等の客観的事実を調べて総合的に判断して行うものとする。

b 第三者への経営移譲等のうちには、経営移譲者等が基準日前に世帯員である弟妹等に農地等の権利名義を設定・移転し、経営移譲等の際には残った農地等を第三者に処分して経営移譲年金又は特例付加年金を受給しようとする事例が稀にあることも考えられるが、このような場合にも a の配偶者に権利名義を設定・移転している農地等があるものの事務処理に準じて処理するものとする。

(i) 裁定請求書等の事務処理に当たっての農業委員会の指導等

a 配偶者に使用収益権の設定されている農地等がある場合

(a) 農業委員会は、基準日前に配偶者に使用収益権を設定している農地等がある者から第三者への経営移譲等に係る裁定請求書等の提出があった場合には、当該使用収益権を設定した農地等の農業経営者と認められる者が裁定請求者等であるか、その配偶者であるかの別に次の指導を行うものとする。

i 農業経営者が裁定請求者等であると認められるときは、当該農地等も処分対象農地等に含まれるので、処分もれとなることのないよう適格な第三者への経営移譲等を指導する。

ii 農業経営者が配偶者であると認められるときは、裁定請求者等はすでに耕作又は養畜の事業を廃止していることとなり、経営移譲年金又は特例付加年金を受給できなくなっていることを十分に説明の上、裁定請求書等の取下げを指導する。

(b) 裁定請求者等が(a)のiの指導に応じて当該農地等を適格な第三者に経営移譲等をした場合には、当該農地等も処分対象農地等として裁定請求書等の所定の欄に記入させることとなるので注意するとともに、世帯員別農地等権利名義調書を作成添付して基金に送付する。

(c) 裁定請求者等が(a)のi及びiiの指導に応じなかったときは、経営移譲年金裁定請求書A面又は農業を営む者でなくなったことの届出書A面の欄外にその旨を朱書の上、世帯員別農地等権利名義調書、納税等諸名義の帰属状況調書、裁定請求者等の申し出の内容、農業委員会の裁定請求者等に対する

指導の経緯、農業委員会の意見等を記載した書面その他参考になる資料を添えて基金に送付する。

b 所有権の名義が配偶者に変更されている農地等がある場合

- (a) 農業委員会は、基準日前に配偶者に所有権の名義を変更した農地等がある者から第三者への経営移譲等に係る裁定請求書等の提出があった場合には、当該農地等について次の i、ii 及び iii の各項目の該当の有無を確認し、該当していない項目があるときは、裁定請求者等から当該所有権の名義変更の経緯等を聴取し、当該名義変更がもっぱら処分対象農地等に含めない意図をもって偽装的に行われたもので民法第94条の規定により無効とされる虚偽表示に該当すると認められるときは、当該農地等も適格な第三者に経営移譲等をするように指導するものとする。

(確認項目)

- i 所有権移転登記が基準日までに完了していること。
- ii 農地法第3条の許可申請等が基準日の近接期間（2年）より前に行われていること。
- iii 贈与税の申告又は納税が経営移譲等の終了日までに行われていること。

- (b) 裁定請求者等が（a）の指導に応じて当該農地等を適格な第三者に経営移譲等をした場合には、当該農地等も処分対象農地等として裁定請求書等の所定の欄に記入させることとなるので注意するとともに、世帯員別農地等権利名義調書を作成添付して基金に送付する。

- (c) 裁定請求者等が（a）の指導に応じなかったときは、経営移譲年金裁定請求書A面又は農業を営む者でなくなったことの届出書A面の欄外にその旨を朱書の上、世帯員別農地等権利名義調書、納税等諸名義の帰属状況調書、裁定請求者等の申し出の内容、農業委員会の裁定請求者等に対する指導の経緯、農業委員会の意見等を記載した書面その他参考になる資料を添えて基金に送付する。

(ウ) 協議

- a 農業委員会は、(イ)のbの(a)により所有権の名義変更の経緯を聴取した結果、「偽装的に行われたもので民法第94条の規定により無効とされる虚偽表示に該当する」とまでは認められない場合については、裁定請求書等の正式な送付に先立って裁定請求書等及び添付書類（世帯員別農地等権利名義調書を含む。）の写に納税等諸名義の帰属状況調書、裁定請求者等の申し出の内容、農業委員会の裁定請求者等に対する指導の経緯、農業委員会の意見等を記載した書面その他参考になる資料を添えて基金に協議するものとする。
- b 農業委員会は、aの事案のほか(イ)の事務処理に疑義がある事案についても、aと同様の手続きにより基金に協議するものとする。

#### イ 使用収益権の設定について解約権が留保されている場合の取扱い

農業委員会は、使用収益権を設定して経営移譲等をした者から経営移譲年金又は特例付加年金裁定請求書の提出があった場合には、解約権を留保しているかどうかを確認し、解約権が留保されているときは、当該裁定請求書の取り下げを指導するものとする。

また、農業委員会は、使用収益権を設定して経営移譲等をした者の裁定請求書を基金に送付する場合には、契約書の写を添付するとともに、確認書の欄外に解約権留保の条項の有無の確認についても記載するものとする。

### 3 経営移譲等予定者の農地等の権利名義の変更について

- (1) 経営移譲年金又は特例付加年金を受給するために近い将来に第三者に対する経営移譲等を行おうとする者が、基準日に近接してその農地等の一部について配偶者に使用収益権の設定又は所有権名義の変更（以下「権利名義の変更」という。）を行うことは、処分対象農地等として取り扱われることを逃れるための偽装的な行為ではないかとの疑いを生じ、年金裁定事務に混乱が生ずることとなる。このため、このような者に対しては、基準日に近接した時点では配偶者への農地等の権利名義の変更を行わないよう指導するものとする。
- (2) 基準日に近接して配偶者に権利名義の変更を行う場合には年金裁定に当たっては前記2のとおり当該農地等も処分対象農地等として取り扱われ、その適格な第三者へ移譲等をするのが、必要とされる場合があることを十分当該者に周知されるものとする。
- (3) (2)の場合とは別に、財産分与等特別な事情により基準日に近接して緊急に所有権移転が行われる必要が生ずることもある。その際には、年金裁定に混乱が生じることを防止するため、それが処分対象農地等として取り扱われることを逃れるための偽装的な行為でない事情を十分説明できる資料を準備しておくよう指導するものとする。

経営移譲年金裁定後における諸名義変更等の確認・指導措置（概念図）

時 期 (平成 年 月 日)	受 給 権 者	農 業 委 員 会	都道府県農業会議	基 金	備 考
○農業者年金証書交付時		① [諸名義変更等が未済の場合には速やかに変更等]		年金裁定後、年金証書を送る際、第1回目の現況届確認時に諸名義の変更等状況を併せ確認すること等について周知分を送付	
○裁定後第1回目の現況届確認を行う年（以下、「当該年」という。の2月末日までに	② ・諸名義を変更等したことの確認書類を提出する	③ ④ [確認] 確認 ⑤ [諸名義の全部又は一部が変更されていないときは確認の押印をせず、諸名義変更等を指導する。]		・現況届用紙を送付する	諸名義の全部を変更等した旨の確認済現況届を当該年の6月末日までに基金へ提出したときは、他の支給停止事由に該当しない限り年金は引き続き支給される
○当該年の3月1日～当該年の3月末日	④ ・現況届を提出する	⑤ [確認] 確認 ⑥ [諸名義の全部又は一部が変更されていないときは確認の押印をせず、諸名義変更等を指導する。]			
○当該年の8月10日頃	・確認の押印を受けた現況届				
○当該年の9月15日 (当該年の9月末日)	・年金の支払が差止めとなる ・諸名義の変更等を行わないこと理由書を提出す	⑦ [調査] 調査 ⑧ [調査依頼] 調査 ⑨ [調査依頼] 調査 ⑩ [調査依頼] 調査		諸名義の変更等をしなかったことについての理由書等 ↑ 審査 正当理由が 正当理由があり、一定期限内に諸名義の全 ↓ 審査 裁定取消等の予告と弁明書 [弁明書の提出がない]	当該年の9月末日までに確認済現況届が基金へ提出されたときは、速やかに年金の支払の差止めを解除する 諸名義の全部が一定期限内までに変更等されたことが確認されたときは年金の差止めを解除する 年金の裁定取消又は支給停止する
○当該年の10月上旬 当該年の11月末日	弁明書を提出する	⑪ [調査] 調査 ⑫ [調査依頼] 調査 ⑬ [調査依頼] 調査		該当する 経営移譲は実体 該当しない	年金の支払の差止めを解除する 年金の裁定取消又は支給停止をする

(参考2)

配偶者間における農地等についての使用収益権の消滅について

昭和50年3月14日50構改B第205号  
農業者年金基金理事長あて  
農林省構造改善局長通知

この度の農業者年金制度の改正により、農地等につき使用収益権を消滅させて経営移譲を行おうとする場合において、当該使用収益権の消滅による農地等の返還の相手方が経営移譲者の配偶者であるときは、農業経営の近代化及び農地保有の合理化を図るという同制度のねらいの実現に資する見地から、経営移譲者は当該使用収益権を消滅させる旨をあらかじめ農業者年金基金に届け出なければならないこととされた（農業者年金基金法施行規則（昭和45年厚生省／農林省令第2号）第32条の2）。

については、配偶者間における農地等についての使用収益権の消滅に関し必要があるときは、別紙写しのとおり農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）において必要な指導を行うこととしているので、上記の届出を受理したときは、速やかに届書の写しを農業委員会に送付することとされたい。

別紙

配偶者間における農地等についての使用収益権の消滅について

昭和50年3月14日50構改B第205号  
都道府県知事あて  
農林省構造改善局長通知

この度の農業者年金制度の改正により、農地等につき使用収益権を消滅させて経営移譲を行おうとする場合において、当該使用収益権の消滅による農地等の返還の相手方が経営移譲者の配偶者であるときは、経営移譲者は当該使用収益権を消滅させる旨をあらかじめ農業者年金基金に届け出なければならないこととされた（農業者年金基金法施行規則（昭和45年厚生省／農林省令第2号）第32条の2）。また、農業者年金基金においては、この届出を受理した場合には、別紙写しのとおり、速やかに届書の写しを農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に送付することとしている。



上記の届出措置は、配偶者間における農地等の使用収益権の消滅の形式による経営移譲については、これによつて農地等が経営移譲者からその配偶者へ返還されても実質的な農業経営は従来どおり経営移譲者が継続する場合等農業経営の近代化及び農地保有の合理化の見地からみて必ずしも適切とはいひ難い場合が生ずるおそれがあることから、このような経営移譲が行われようとする場合には、農業委員会において十分な指導を行うことにより、経営移譲年金の対象となる経営移譲が農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資するものとなるようにする趣旨のもとに設けられたものである。

については、貴職におかれては、この趣旨を十分御理解の上、農業委員会その他の関係機関への指導方よろしく御配慮願いたい。

別 紙 略

(参考3)

57構改B第1678号

昭和57年12月1日

都道府県知事 殿

農林水産省 構造改善局長 印

第三者移譲に係る処分対象農地等の解釈等について

標記の件について、農業者年金基金理事長から別添1のとおり照会があり別添2のとおり回答し、これにより偽装的な第三者移譲による農業者年金の不正受給を防止することとしたので了知されたい。

これに関連し、基準日前に配偶者へ使用収益権の設定を行うことについて農地法第3条に基づく許可申請が行われた場合には、配偶者が実質的に経営主となることが客観的事実に即して明らかであるかどうかを十分確認し、将来における経営移譲年金の受給の際経営農地等を「処分対象農地等」に含めしめない意図をもっていると判断される場合には、別添2の趣旨を当該申請者に十分説明した上で、農業者年金基金法の脱法的行為と実体上の意味を有しない農地等の権利関係の発生を防止する見地から、申請の取下げを指導するものとされたく、この旨貴管下農業委員会の指導に遺憾なきを期されたい。

別添1

57農年1第118号  
昭和57年11月15日

農林水産省構造改善局長 殿

農業者年金基金

理事長 澤邊 守 印

第三者移譲に係る処分対象農地等の解釈等について（照会）

最近次のような方法により、経営移譲年金を受給する事例の対処についての照会があったが、こうした事例は農業者年金制度の趣旨に反しておりこれを認めると制度に対する信頼を損うものと考えられる。

こうした事例の場合の解釈について御指導願いたい。

記

1 第三者移譲に係る処分対象農地等について

農業後継者がいない被保険者の場合に、経営移譲の基準日前に経営農地等のうち例えば30アール以外のものにつき配偶者に使用収益権を設定するが、農業経営は従来どおり継続し、残った30アールの農地等を1年以上経過後の60歳に達した後に第三者に処分して経営移譲年金を受給しようとする場合の処分対象農地等の解釈

2 解約権を留保した使用収益権を設定した場合の設定期間について

農業後継者がいない被保険者の場合に、まず、第三者と使用収益権の設定期間は10年以上であるが、解約権を留保した使用収益権の設定契約を締結して経営移譲し、経営移譲年金の裁定を受けた後にこの契約を解約して返還された農地等を配偶者に貸し付け引き続き経営移譲年金を受給しようとする場合の当該契約の解釈

農業年金基金理事長 殿

農林水産省 構造改善局長 印

第三者移譲に係る処分対象農地等の解釈等について（回答）

昭和57年11月15日付け57農年1第118号をもって照会のあつた標記の件については、下記のとおり回答する。

記

1 第三者移譲に係る処分対象農地等について

照会のような事例は基準日前に配偶者に使用収益権の設定について農地法第3条に基づく許可が行われていた場合があつても、当該農地等の経営主が実質的には被保険者であると認められるときは、当該農地等も「処分対象農地等」に含まれるものと解される。

したがつて、当該農地等についても適格な第三者に経営移譲を行わない限り経営移譲は完了しないので、経営移譲年金の裁定に遺憾のないようにされたい。

なお、経営農地について、専ら将来における経営移譲年金の受給の際「処分対象農地等」に含めしめない意図をもって基準日前に配偶者へ使用収益権の設定を行うことについて農地法第3条に基づく許可申請が行われた場合の取扱いについては、別添のとおり都道府県知事あてに通知したので御了知ありたい。

2 解約権を留保した使用収益権を設定した場合の設定期間について

使用収益権の設定について、その設定期間は10年以上であるが解約権を留保した契約を締結した場合には、当該使用収益権の設定は、農業者年金基金法施行令第7条第3号の要件を満たさないものと解されるので、了知の上経営移譲年金の裁定に遺憾のないようにされたい。

ちなみに農地法第20条では、解約権を留保してある賃貸借契約は、同条第1項ただし書の規定の適用を受ける10年以上の期間の定めがある賃貸借としては取り扱っていない。

(別記1)

後継者移譲用[表面]

# 経営移譲管理カード

整理番号( )

氏名		地区名		被保険者記号番号 (年金証書記号番号)	
経営移譲(経営継承)相談会の開催時期	平成 年 月 日 平成 年 月 日	経営移譲(経営継承)を進める上での留意点			

## ①経営移譲(経営継承)後における農業経営についての取決め書(経営移譲(経営継承)時点で締結作成すること)

経営移譲(経営継承)者は、経営移譲(経営継承)をするに当たって譲受者との間で経営移譲(経営継承)する農地等及び施設に係る農業経営について下記の取決めを行った。

平成 年 月 日(原則、経営移譲(経営継承)終了日とする。)

経営移譲(経営継承)者氏名 (甲) 印[住所: ]

譲受後継者氏名 (乙) 印[住所: ]

1. 農業経営を行う上での主宰は、今後乙が行うこと。  
なお、甲は乙が農業経営を行う上で必要な助言を行うことができる。
2. 当該農業経営に係る利益及び損失は乙に帰属すること。(注1)
3. 農業経営についての重要な農作業は乙が担当することとし、甲はこれを補助する立場になること。(注2)
4. 甲に帰属している次の諸名義は、経営移譲(経営継承)終了日(平成 年 月 日)以降速やかに乙の名義に変更すること。  
ただし、  
の各名義については本年度は甲の名義による取り扱いが確定しているため、翌年度乙名義に変更する。  
(1) 農業共済の加入名義(注3)  
(2) 米の生産調整に係る助成金の申請名義(注4)  
(3) 農業所得に係る納税申告の名義
5. 乙による次の諸名義は経営移譲(経営継承)終了日以降速やかに行うこと。  
(1) 土地改良区の組合員名義(注5)  
(2) 農業協同組合の組合員名義(注5)

### 【取り決め書作成上の留意点】

- (注1) 必要に応じ、甲と乙の定めるところにより、甲が乙に扶養を求められることができる旨の条項を設けてよい。  
(注2) この原則によりがたい場合は、その理由を明記して重要な農作業についての甲と乙との分担関係を別途定めること。  
(注3) 「農業共済の加入名義」は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係をいう。以下同じ。  
(注4) 米の生産調整に係る助成金の交付申請等の名義をいう。  
(注5) 甲の名義保有について法令、定款等によって定められ現にそのようにするものについては、その旨を裏面「③確認書類」欄で確認を受けること。

『備考』 (a) 米の生産調整に係る助成金の申請名義については、経営移譲(経営継承)終了日が8月1日以降の場合は、甲の名義による取扱いが確定しているため、4のただし書欄に記入することとなる。  
(b) 農業所得に係る納税申告名義については、経営移譲(経営継承)終了日以降その年内に農業所得が生じなかった場合は翌年の2月15日から3月15日までの間に甲名義で行うこととなるため、4のただし書欄に記入することとなる。

## ②諸名義の変更等を速やかに行うことの申立書 (この申立書は、裁定請求及び農業を営む者でなくなったことの届時に変更されていない名義がある場合に作成する。)

農業者年金基金理事長 殿( 農業委員会)

平成 年 月 日 氏名: 印

現在、私に帰属している下記の諸名義の変更等は、次により速やかに行うことを申し立てます。

- |                       |            |             |        |
|-----------------------|------------|-------------|--------|
| (1) 農業共済の加入名義         | → (未変更の理由) | → (変更等予定時期) | 平成 年 月 |
| (2) 米の生産調整に係る助成金の申請名義 | → (未変更の理由) | → (変更等予定時期) | 平成 年 月 |
| (3) 農業所得に係る納税申告の名義    | → (未変更の理由) | → (変更等予定時期) | 平成 年 月 |
| (4) 土地改良区の組合員名義       | → (未変更の理由) | → (変更等予定時期) | 平成 年 月 |
| (5) 農業協同組合の組合員名義      | → (未変更の理由) | → (変更等予定時期) | 平成 年 月 |

③経営移譲(経営継承)後に伴う諸名義の変更等に関する確認書類

(注)該当する名義がないときは、「該当なし」と記入する。

処分対象農地等に係る農業共済の加入名義が後継者(氏名: )と当農業共済組合(市町村)との間に在していることを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

処分対象農地等に係る米の生産調整に係る助成金の交付申請等は、後継者(氏名: )が行っていることを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

後継者(氏名: )が農業所得に係る市町村民税の申告を行っていることを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

後継者(氏名: )は、当農業協同組合の組合員となっていることを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

後継者(氏名: )は、当土地改良区の組合員となっていることを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

経営移譲者(氏名: )は、(理由: )により経営移譲(経営継承)後も当組合(当改良区)組合員となっていることを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

【注意】経営移譲(経営継承)後も経営移譲(経営継承)者が後継者に代わって農業協同組合(改良区)の組合員名義を保有する場合はこの欄で確認すること。

④ 農業委員会会長 殿 届出者(経営移譲(経営継承)者)氏名: 印  
届 後継者(氏名: )は、経営移譲(経営継承)により農業経営主として 農業協同組合の組合員の資格がありますが、別紙の理由によりこの組合に加入していないのでその旨届出ます。  
書 上記後継者は当農業協同組合の組合員資格を有しているが、現在当組合に加入していないことを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

⑤経営移譲に伴う諸名義に関する申立書

農業委員会会長 殿 平成 年 月 日  
(経営移譲(経営継承)者氏名) 印

経営移譲(経営継承)に伴う諸名義の変更等に関する申立書

私の経営移譲(経営継承)後における農業経営に関する諸名義については、下記のとおり経営移譲(経営継承)の相手方に変更等していることを申し立てます。

〔諸名義の種類〕	〔変更等の相手方の氏名〕(注)
① 農業共済の加入名義	
② 米の生産調整に係る助成金の申請名義	
③ 農業所得に係る納税申告名義	
④ 土地改良区の組合員名義	
⑤ 農業協同組合の組合員名義	

(注)該当する名義がないときは、「該当なし」と記入する。  
[備考]この申立書は、農業委員会が諸名義の変更等の状況を上記の③欄で確認しないで、諸名義所管部局の資料で確認した場合に受給権者にその確認結果を再確認させるためのものである。

⑥ 確約書

(この書類は現況確認時に諸名義の全部が変更等されていない場合に提出する。)

農業者年金基金理事長 殿  
( 農業委員会会長 経由) 平成 年 月 日  
(経営移譲(経営継承)者氏名) 印

経営移譲(経営継承)の相手方に諸名義を速やかに変更等することの確約書

現在、私に帰属している下表左欄に記載した名義は、下表右欄に記載した時期までに経営移譲(経営継承)の相手方に変更等することを確約します。  
また、下表左欄の名義の変更を了したときは、速やかにその旨の確認書類を農業委員会会長を経由して貴殿に提出します。

現在、経営移譲(経営継承)の相手方に変更していない名義	左の名義の変更等完了時期
	遅くとも 平成 年 月 日
	遅くとも 平成 年 月 日
	遅くとも 平成 年 月 日

経営移譲年金・特例付加年金 裁定年月日	平成 年 月 日	その他特 記事項	
------------------------	-------------	-------------	--

[利用上の留意点]経営移譲(経営継承)に伴う諸名義変更等の確認を各名義所管部署の窓口で同時並行して行う等のため、この「経営移譲管理カード」関係欄を複写して確認を受ける場合は、その複写した資料を確認後再びこの「経営移譲管理カード」に綴じて保管して下さい。

## 経営移譲管理カード

氏名		地区名		被保険者記号番号 <small>(年金証書記号番号)</small>	
経営移譲(経営継承)相談会の	平成 年 月 日 平成 年 月 日	経営移譲(経営継承)を進める上で			
①経営移譲(経営継承)後における農業経営についての申合せ書(経営移譲(経営継承)時点で締結作成すること)					
<p>経営移譲(経営継承)者は、経営移譲(経営継承)をするに当たって譲受者との間で経営移譲(経営継承)する農地等に係る農業経営について下記の申合せを行った。</p> <p>平成 年 月 日(原則、経営移譲終了日とする。)</p> <p>経営移譲(経営継承)者氏名 (甲) 印[住所: ]</p> <p>譲受者氏名 (乙) 印[住所: ]</p> <p>1. 甲と乙との間で締結した農地等及び施設の所有権移転又は使用収益権の設定・移転契約を完全に履行すること。</p> <p>2. 処分対象農地等(自留地を除く。)に係る次の諸名義は、経営移譲終了後速やかに甲から乙に変更すること。 ただし、 の名義については本年度は甲の名義による取り扱いが確定しているため、翌年度乙名義に変更する。</p> <p>(1) 農業共済の加入名義(注1)</p> <p>(2) 米の生産調整に係る助成金の申請名義(注2)</p> <p>【申合せ書作成上の留意点】</p> <p>(注1)「農業共済の加入名義」は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係をいう。以下同じ。</p> <p>(注2)米の生産調整に係る助成金の交付申請等の名義をいう。</p> <p>【備考】 米の生産調整に係る助成金の申請名義については、経営移譲終了日が8月1日以降の場合は、甲の名義による取扱いが確定しているため、2のただし書欄に記入することとなる。</p>					
②諸名義の変更等を速やかに行うことの申立書 (この申立書は、裁定請求及び農業を営む者でなくなったことの届時に変更されていない名義がある場合に作成する。)					
<p>農業者年金基金理事長 殿( 農業委員会)</p> <p>平成 年 月 日 氏名: 印</p> <p>現在、私に帰属している下記の諸名義の変更等(自留地に係るものを除く。)は、次により速やかに行うことを申し立てます。</p> <p>(1) 農業共済の加入名義 → (未変更の理由) → (変更等予定時期) 平成 年 月</p> <p>(2) 米の生産調整に係る助成金の申請名義 → (未変更の理由) → (変更等予定時期) 平成 年 月</p>					

③ 経営移譲(経営継承)後に伴う諸名義の変更等に関する確認書類

(注)該当する名義がないときは「該当なし」と記入する。

処分対象農地等(④欄の自留地を除く。)に係る農業共済の加入名義が経営移譲(経営継承)農地等の譲受者(氏名: )と当農業共済組合(市町村)との間に在していることを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

処分対象農地等(④欄の自留地を除く。)に係る米の生産調整に係る助成金の交付申請等は、経営移譲(経営継承)農地等の譲受者(氏名: )が行っていることを確認します。  
平成 年 月 日 確認者:(職名) (氏名) 印

④ 自 留 地 の 明 細	所 在	番 地	面積(m <sup>2</sup> )
	合 計		

⑤ 経営移譲(経営継承)に伴う諸名義に関する申立書

農業委員会会長 殿 平成 年 月 日  
(経営移譲(経営継承)者氏名) 印

経営移譲(経営継承)に伴う諸名義の変更等に関する申立書

私の経営移譲(経営継承)後における農業経営に関する諸名義については、下記のとおり経営移譲(経営継承)の相手方に変更等していることを申し立てます。

【諸名義の種類】	【変更等の相手方の氏名】(注)
① 農業共済の加入名義	
② 米の生産調整に係る助成金の申請名義	

(注)該当する名義がないときは、「該当なし」と記入する。  
【備考】この申立書は、農業委員会が諸名義の変更等の状況を上記の③欄で確認しないで、諸名義所管部局の資料で確認した場合に受給権者にその確認結果を再確認させるためのものである。

⑥ 確 約 書

(この書類は現況確認時に諸名義の全部が変更等されていない場合に提出する。)

農業者年金基金理事長 殿  
( 農業委員会会長 経由) 平成 年 月 日  
(経営移譲(経営継承)者氏名) 印

経営移譲(経営継承)の相手方に諸名義を速やかに変更等することの確約書

現在、私に帰属している下表左欄に記載した名義は、下表右欄に記載した時期までに経営移譲(経営継承)の相手方に変更等することを確約します。  
また、下表左欄の名義の変更を了したときは、速やかにその旨の確認書類を農業委員会会長を経由して貴殿に提出します。

現在、経営移譲(経営継承)の相手方に 変更していない名義	左の名義の変更等完了時期
	遅くとも 平成 年 月 日
	遅くとも 平成 年 月 日
	遅くとも 平成 年 月 日

経営移譲年金・ 特例付加年金 裁定年月日	平成 年 月 日	その他特 記事項	
----------------------------	-------------	-------------	--

【利用上の留意点】経営移譲(経営継承)に伴う諸名義変更等の確認を各名義所管部局の窓口で同時並行して行う等のため、この「経営移譲管理カード」関係欄を複写して確認を受ける場合は、その複写した資料を確認後再びこの「経営移譲管理カード」に綴じて保管して下さい。



別記 2

第 号  
年 月 日

農業者年金基金理事長殿

農業委員会会長 印

配偶者に使用収益権の消滅をした農地等の権利名義の後継者又は第三者への再処分  
についての指導説得経緯書

1. 経営移譲者及びその配偶者氏名
2. 経営移譲者の氏名，生年月日及び農業者年金証書の記号番号

氏 名	年 月 日	農業者年金証書の記号番号
生年月日		( 記 号 番 号 )

3. 経営移譲の年月日

平成 年 月 日

4. 配偶者の経営農地等面積

総面積  $m^2$   $\left( \begin{array}{l} \text{左の内訳} \\ \text{経営移譲に係る農地等} \\ \text{従前からの農地等} \end{array} \right) \begin{array}{l} m^2 \\ m^2 \end{array}$

5. 農業委員会における指導説得の経緯

- (1) 指導説得の経緯
- (2) 配偶者に使用収益権を消滅した農地等を後継者又は第三者に処分しない理由の  
詳細
- (3) その他参考となるべき事項

勸 告 書

番 号  
年 月 日

経営移譲年金受給権者及び  
配偶者の住所、氏名

農業委員会会長 印

「実体を伴った経営移譲を確保するための指導等について」（昭和61年8月28日付け農業者年金基金理事長通知）の第2章第2の1の(4)のエに基づき、経営移譲のとき配偶者に使用収益権の消滅を行った下記の農地等について次のとおり勧告する。

記

1. 農地等の所在，地番，地積

2. 勧告の内容

（（例示） 上記1の農地等の権利名義を速やかに後継者（又は第三者）に移すか，又は移す旨のあっせんの申出を行うこと。）

3. 勧告する理由

（（例示） 配偶者間で経営移譲した状態が継続していることは，農業経営の若返り，農業経営規模の拡大等を目的とする経営移譲年金の趣旨を損うため及び後継者（又は第三者）に経営移譲した受給権者との均衡を欠くため。）

4. 措置を講ずべき期限

5. その他必要な事項

〔注意事項〕

1. この勧告の履行を完了したときは，遅滞なくその旨を書面により当職あて届け出ること。

2. この勧告の履行を定められた期日までに完了できなかったときは，その理由及び勧告の履行状況についての書面を当職あて提出すること。

別記 4

配偶者返還農地等再処分勧告結果報告書

農業者年金基金理事長殿

( 県 ( 都・道・府 ) 農業会議会長経由)

農業委員会会長 印

「実体を伴った経営移譲を確保するための指導等について」(昭和61年8月28日付け農業者年金基金理事長通知)の第2章第2の1の(4)のエに基づき、配偶者返還農地等の再処分について勧告したが、勧告に係る一定期限経過後も勧告に応じないので次のとおり報告します。

経営移譲年金 受給権者氏名		農業者年金証書 の記号番号							
生年月日	大正 年 月 日 昭和	住 所							
配偶者氏名									
経営移譲終了日 及び処分対象農 地等面積の合計	(経営移譲終了日) 平成 年 月 日 (処分対象農地等面積の合計) 筆 m <sup>2</sup>	左のうち現在に至る まで後継者(又は第 三者)に処分してい ないもの(自留地を除く。)	等 土地の利用の現況 (作付作目)	m <sup>2</sup> (10アール当 たり収量)					
勧告をした 年月日									
上記の受給権者 が勧告に応じな い理由									
配偶者返還農地 等の再処分につ いての説得指導 の経緯等									
その他参考と なるべき事項									

(添付書類)別記5の「勧告書」の写し

農業経営者に関する申出書

農業経営の概要及び納税等諸名義の帰属状況

区 分		裁 定 請 求 者		配 偶 者		その他の世帯員		備 考
		(本人)	うち自己名義		うち自己名義		うち自己名義	
農業経営の概要	面 積 （経営農地等）	田 (アール)						
		畑 (アール)						
		計						
	施 設 （園芸用）	棟 数(棟)						
		面積(平方メートル)						
	羽 飼 養 頭 数 （家畜の頭）	(頭、羽)						
(頭、羽)								
納税等諸名義の帰属状況	農業共済の共済関係名義							
	転作助成金の申請名義							
	農業所得に係る納税申告の名義							
	農業協同組合の組合員名義							
	土地改良区の組合員名義							
	そ の 他							

記入注意

1 「農業経営の概要」について

- (1) 「うち自己名義」の欄には、その者の経営農地等面積のうち、その者が権利名義を有する経営農地等の面積を記入すること。
- (2) 養畜の事業を行っている場合には、「家畜の飼養頭羽数」の欄に、飼養する家畜名を記入の上、その飼養する頭羽数を記入すること。
- (3) 「その他の世帯員」の欄に記載があるときは、「備考」欄に氏名及び裁定請求者(本人)との続柄を記入すること。

2 「納税等諸名義の帰属状況」について

- (1) 該当する名義人の欄に○印を記入すること。この場合「その他の世帯員」の欄に名義人があるときは、「備考」欄に氏名及び裁定請求者(本人)との続柄を記入すること。
- (2) 「その他」の欄には、例えば生産組織の構成員等実質的経営者を判断する上で有用な各名義について記入すること。

私及び私の世帯員が行っている農業経営の内容及び納税等の諸名義の帰属状況は上記のとおりであり、私のほか次の者も農業経営者であることを申し出ます。

農業経営者の氏名及び続柄

平成 年 月 日  
住所

裁定請求者氏名



世帯員別農地等権利名義調書

裁定請求者 \_\_\_\_\_ の世帯員別の農地等の権利名義の帰属状況等は、次のとおりである。

年 月 日

農業委員会会長



1 世帯員別の農地等の権利名義の帰属状況

氏名	裁定請求者(本人)との続柄	自作地		小作地 (借入地)		計	
		うち裁定請求者から所有権の移転を受けた農地等	うち裁定請求者から使用収益権の設定を受けた農地等	うち裁定請求者から所有権の移転を受けた農地等	うち裁定請求者から使用収益権の設定を受けた農地等	うち裁定請求者から所有権の移転又は使用収益権の設定を受けた農地等	うち裁定請求者から所有権の移転又は使用収益権の設定を受けた農地等
	本人	アール	アール	アール	アール	アール	アール
	配偶者						
	計						

記入注意 基準日前に、裁定請求者(本人)から配偶者に使用収益権を設定した農地等及び所有権の名義が配偶者に変更されている農地等は、配偶者の欄に記入すること。

2 配偶者が裁定請求者(本人)から権利名義を取得した農地等の状況

農地等の所在・地番	面積 (平方メートル)	所有地				使用収益権		処分の有無
		許可申請等 年月日	取得 年月日	登記 年月日	贈与税の申告・納税の有無	権利の種類	設定 年月日	
					有・無			
					有・無			
					有・無			
					有・無			
					有・無			
					有・無			
					有・無			
計								
備考								

記入注意 (1) この表は、配偶者が裁定請求者(本人)から権利名義を取得している農地等(1表の  に記入してある農地等)に限り記入すること。

(2) 「贈与税の申告・納税の有無」は、贈与税の納税申告書の控(税務署の受付印のあるもの)、納税証明書等により確認する。贈与が3年以前である等のため納税証明書の受付が受けられないときは、直近の固定資産税の納税の有無の確認によりこれに代えてもよい。

(3) 「備考」欄には、確認に使用した資料名(又は確認の方法)を記入すること。

(4) 「処分の有無」欄には、処分してあるときは○を記入すること。